

議題：第13号

「甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則」の一部改正について

1. 改定理由

本市においては、私立幼稚園に通園する児童の保護者における経済的負担の軽減を目的として、従来より当該保護者の所得や児童数に応じた保育料の減免を行う私立幼稚園に対し補助金を交付しているところである。

こうした中、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障し、子育てを一層支援する観点からも制度の段階的な拡充を図ることが必要となっている。

については、国における関連制度（幼稚園就園奨励費補助金の交付に係る制度）の動向等も踏まえ、甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月13日教委規則第8号、以下「規則」という。）に定める限度額等を、次項のとおり改定する。

2. 改定内容

【主な内容】（資料①参照）

（1）階層区分ごとの補助限度額（国庫補助限度額と同額）

ア 第2階層（市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯）の第2子の補助限度額を308,000円（前年度は、290,000円）とする。

イ 第3階層（市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯）

（ア）第1子の補助限度額を139,200円（前年度は、115,200円）とする。

（イ）第2子の補助限度額を223,000円（前年度は、211,000円）とする。

（2）ひとり親世帯等の特例（国庫補助限度額と同額）

第3階層（市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯）の第1子の補助限度額を272,000円（前年度は、217,200円）とする。

【新旧対照表】

別紙のとおり

3. 提案時期

平成29年度6月定例教育委員会

4. 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

補助対象範囲及び補助金額改定内容（甲府市）

別表第1（階層区分ごとの国庫補助限度額）

（単位：円）

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合算額	308,000	308,000	308,000
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000	旧 290,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			新 308,000	
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		旧 115,200	旧 211,000	308,000
			新 139,200	新 223,000	
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯			154,000	308,000	

備考

- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得課税額を合算する。
- 所得割額の判定基準日は6月1日とする。ただし、転入をした園児にあっては、当該転入日とする。
- 前年度中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものでより算出した市町村民税所得割を補助基準に適用する。
- 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。
 (1) 入園料が発生している場合
 上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）
 (2) 入園料が発生していない場合
 上記の単価×（保育料の支払い月数）÷12（百円未満を四捨五入）
- 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、世帯の区分を決定する。
- 補助限度額を算定するための多子計算については、第3階層以下の世帯については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入し、第4階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数を算入するものとする。
- 就学免除等により小学校に就学していない兄若しくは姉又は特別支援学校の小学部に在籍している兄若しくは姉で、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。
- 小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉で、その年齢が本来の就学年齢の小学校4年生以上であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。

別表第2（ひとり親世帯等の特例）

（単位：円）

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	入園料、保育料の合算額	308,000	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		旧 217,200	308,000	308,000
			新 272,000		

備考

- この表は、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯その他生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯（第2階層及び第3階層の区分に属する世帯に限る。）の子どもに係る補助限度額について適用する。
- 補助限度額を算定するための多子計算については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入するものとする。
- その他この表の適用について必要な事項は、別表第1の備考1から6までに定めるところによる。

議題：第13号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）						改正前					
別表1（第2条関係）						別表1（第2条関係）					
区分	補助対象経費	補助限度額（年額）				区分	補助対象経費	補助限度額（年額）			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子			第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円	第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税と	272,000円	308,000円	308,000円	第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税と	272,000円	290,000円	308,000円

議題：第13号

	なる世帯			
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
	上記区分以外の世帯		154,000円	308,000円

備考

1から3略

4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。

(1)入園料が発生している場合

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

(2)入園料が発生していない場合

上記の単価×(保育料の支払い月数)÷12(百円未満を四捨五入)

5から9 略

	なる世帯			
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
	上記区分以外の世帯		154,000円	308,000円

備考

1から3 略

4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

5から9 略

議題：第13号

別表2（第2条関係）ひとり親世帯等の特例

区分		補助対象経費	補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		308,000円	308,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		272,000円	308,000円	308,000円

別表2（第2条関係）ひとり親世帯等の特例

区分		補助対象経費	補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		308,000円	308,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		217,200円	308,000円	308,000円

議題：第13号

案文

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「290,000円」を「308,000円」に、「115,200円」を「139,200円」に、「211,000円」を「223,000円」に改める。

別表第1の備考第4項中

「上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）」を

「(1) 入園料が発生している場合

上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）

(2) 入園料が発生していない場合

上記の単価 ×（保育料の支払い月数）÷ 12（百円未満を四捨五入）」に改める。

別表第2中「217,200円」を「272,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。